

南陽市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

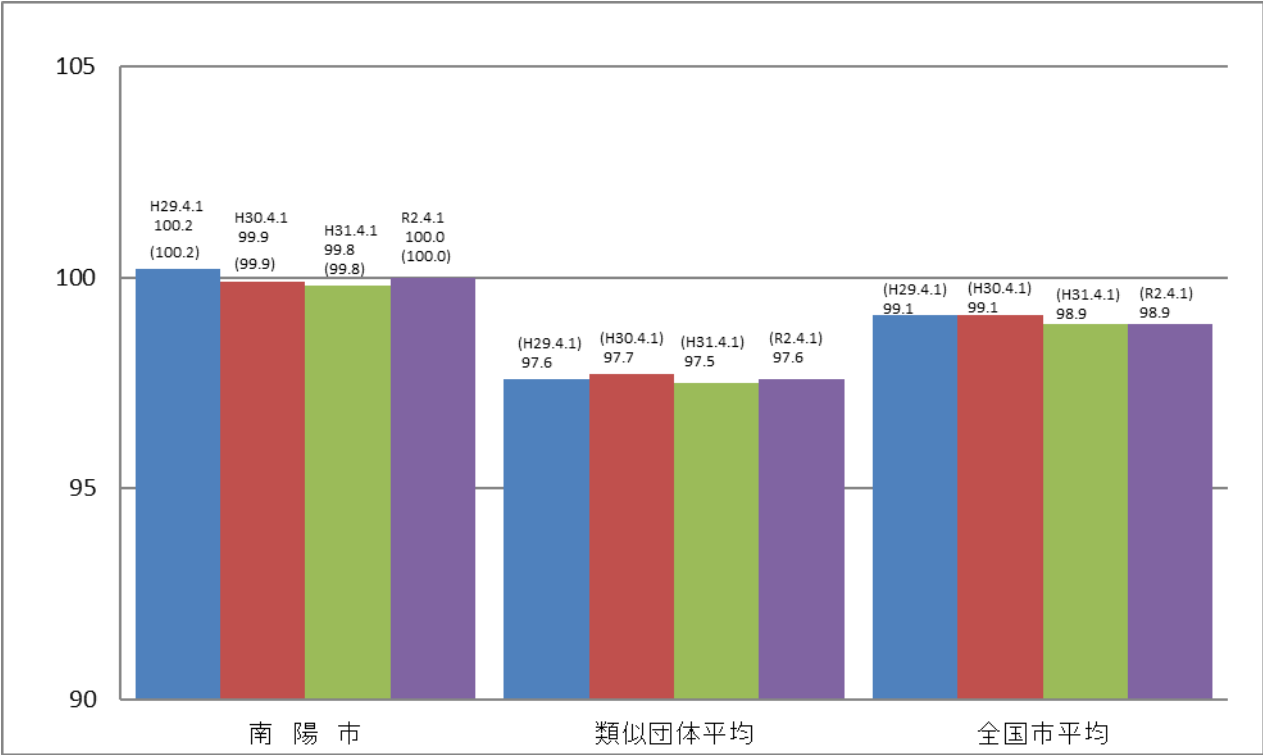
区 分	住民基本台帳人口 (R 2 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 31年度の人件費率
R元年度	人 31,154	千円 15,081,388	千円 946,674	千円 2,201,189	% 14.6	% 15.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R元年度	人 244	千円 966,850	千円 133,961	千円 381,298	千円 1,482,109	千円 6,074	千円 5,887

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職

俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況 (南陽市は人事委員会を設置していないため未記載。)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）：平成27年4月1日

（内容）：一般行政の給料表について、平均0.6%引下げ。若年層については、平均1.6%引上げ、高齢層については、平均1.2%引下げ。ただし、激変緩和のため、3年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準20%に対し、南陽市においても20%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日から3%を支給。

（参考）南陽市の場合（非支給地）

	平成26年度 の 支給割 合	平成27年度の支給 割合		平成28年 度の支給 割合	平成29年 度の支給 割合	平成30年 度の支給 割合	令和元年 度の支給 割合	令和2年 度の支給 割合
		4月1日 時点	遡及改 定後					
国基準に よる支給 割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%
南陽市の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和２年４月１日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南陽市	42.0 歳	319,128 円	364,288 円	343,471 円
山形県	43.9 歳	337,400 円	412,200 円	365,000 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	42.3 歳	315,191 円	368,279 円	341,515 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
南陽市	52.4 歳	27 人	352,693 円	366,588 円	368,093 円
うち用務員	52.4 歳	7 人	352,657 円	379,042 円	385,330 円
うち学校給食員	53.3 歳	15 人	353,753 円	363,593 円	356,150 円
山形県	51.6 歳	481 人	335,600 円	376,100 円	353,800 円
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	—	328,862 円
類似団体	51.5 歳	15 人	313,756 円	336,618 円	326,189 円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C / D
用務員	用 務 員	55.9 歳	207,900 円	1.82	6,324,788 円	2,862,400 円	2.21
学校給食員	調 理 士	42.2 歳	213,600 円	1.70	6,039,914 円	2,920,000 円	2.07

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

(平成２９年～令和元年の３カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではないことに留意すること。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与その他の特別給与額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南陽市	43.0 歳	336,060 円	351,740 円	348,434 円
山形県	45.3 歳	375,300 円	406,000 円	— 円
類似団体	39.8 歳	289,367 円	317,700 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		南 陽 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,100円	185,100円	182,200円
	高 校 卒	152,300円	152,300円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	—	147,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	263,200 円	314,025 円	351,833 円
	高 校 卒	223,700 円	264,200 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

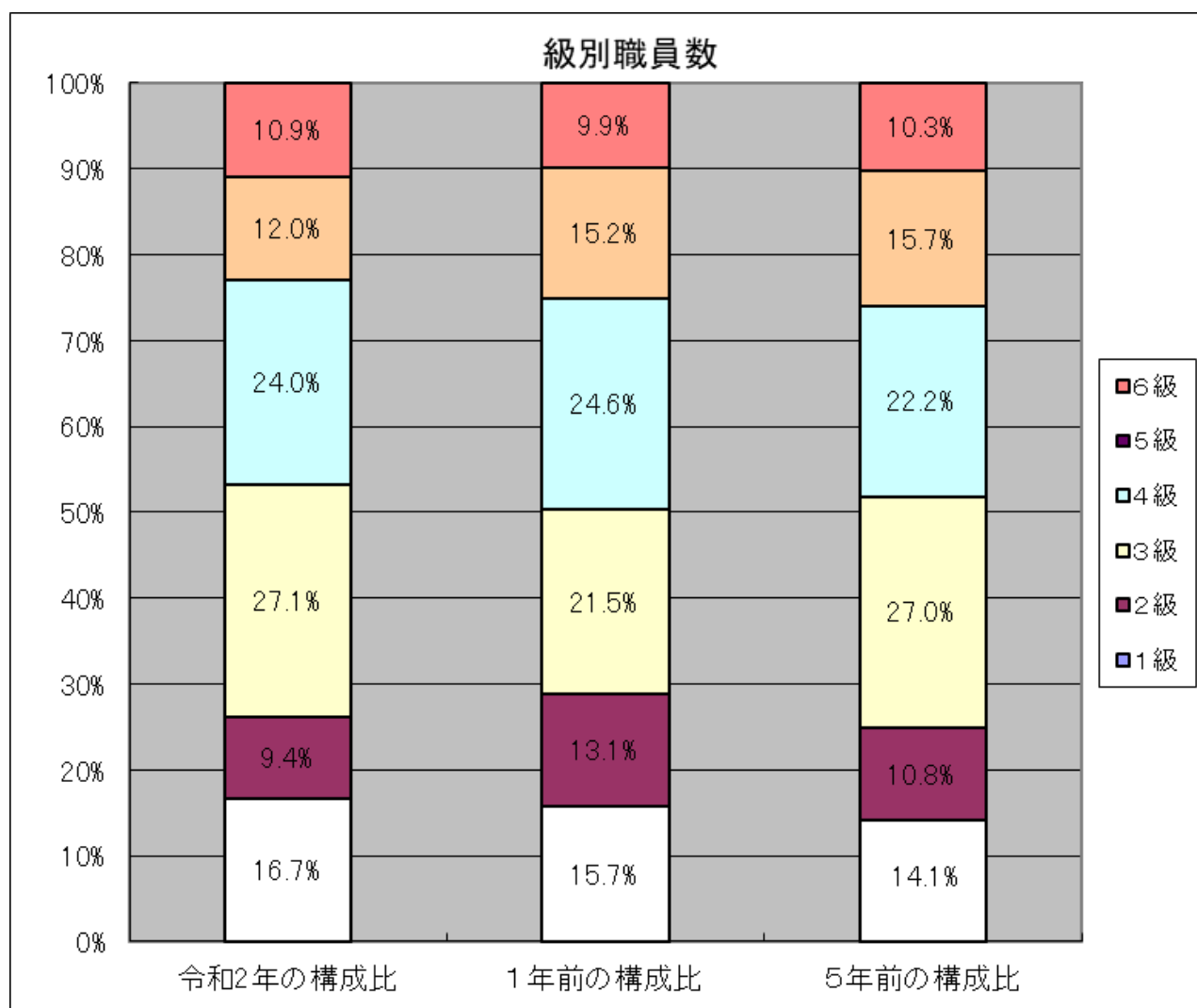
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	32 人	16.7 %	147,700 円	252,500 円
2 級	主 事	18 人	9.4 %	198,300 円	310,500 円
3 級	主 任	52 人	27.1 %	234,700 円	357,300 円
4 級	係 長	46 人	24.0 %	267,800 円	389,000 円
5 級	課 長 補 佐	23 人	12.0 %	294,200 円	401,200 円
6 級	課 長	21 人	10.9 %	325,200 円	418,600 円

(注) 1 南陽市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南 陽 市	山 形 県	国
1人当たり平均支給額(元年度) 1,524千円	1人当たり平均支給額(元年度) 1,713千円	—
(元年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.80月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.80月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

南 陽 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 44.7795月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 1人当たり平均支給額 18,495千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（令和元年度決算）			－ 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			－ 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都２３区	20 %	－ 人	20 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			100.0 (99.9)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

平成２０年４月から特殊勤務手当は全廃した。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	42,113 千円
職員１人当たり平均支給額（令和元年度決算）	136 千円
支給実績（30年度決算）	33,373 千円
職員１人当たり平均支給額（30年度決算）	118 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和２年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国との比較	国と異なる内容	支給実績 (元年度決算)	支給職員１人当 たりの平均支給 年額 (元年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ○配偶者 6,500 円 ○子 10,000 円 ○子（16歳年度初め～22歳年度末） 加算 5,000 円 ○配偶者・子以外の扶養親族 6,500 円	同	－	千円 23,130	円 236,024
住居手当	借家又は自宅に居住する職員に支給 家賃（月額12,000円を超える家賃） を払っている職員 最高27,000円	一部異	所有住居に係る金額及び支給期間	千円 7,387	円 284,130
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関を利用して通勤する職員 55,000円以内 ○自動車などを使用して通勤する職員	一部異	自動車等使用職員の距離区分及び支給上限	千円 10,601	円 59,557

	(使用距離に応じて支給) 28,300 円以内				
単身赴任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ 月額 23,000 円～68,000 円を支給	同	—	千円	円
管理職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員に支給 51,900 円／月	同	—	千円 13,545	円 615,722
寒冷地 手 当	全職員に 1 1 月から翌年 3 月までの間支給 世帯主で扶養親族のある職 17,800 円 世帯主で扶養親族のない職 10,200 円 その他の職員 7,360 円 ※ 制度改正による経過措置期間中	同	—	千円 15,016	円 61,540

5 特別職の報酬等の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	8 2 8 , 0 0 0 円 (9 2 0 , 0 0 0 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 9 5 0 , 0 0 0 円／2 5 9 , 0 0 0 円
	副 市 長	6 9 5 , 0 0 0 円	7 7 2 , 0 0 0 円／3 2 5 , 0 0 0 円
報 酬	議 長	4 3 5 , 0 0 0 円	5 4 5 , 0 0 0 円／2 3 0 , 0 0 0 円
	副 議 長	3 8 5 , 0 0 0 円	4 7 4 , 0 0 0 円／2 0 0 , 0 0 0 円
	議 員	3 6 0 , 0 0 0 円	4 4 2 , 0 0 0 円／1 8 0 , 0 0 0 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和元年度支給割合) 3 . 2 0 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和元年度支給割合) 3 . 2 0 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×0 . 5 6 7 ×勤続月数	(1 期の手当額) 22,534,848円 (支給時期) 在職中通算と每期毎からの選択制
	副 市 長	給料月額×0 . 3 3 1 ×勤続月数	11,042,160円 在職中通算と每期毎からの選択制

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝4 8 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

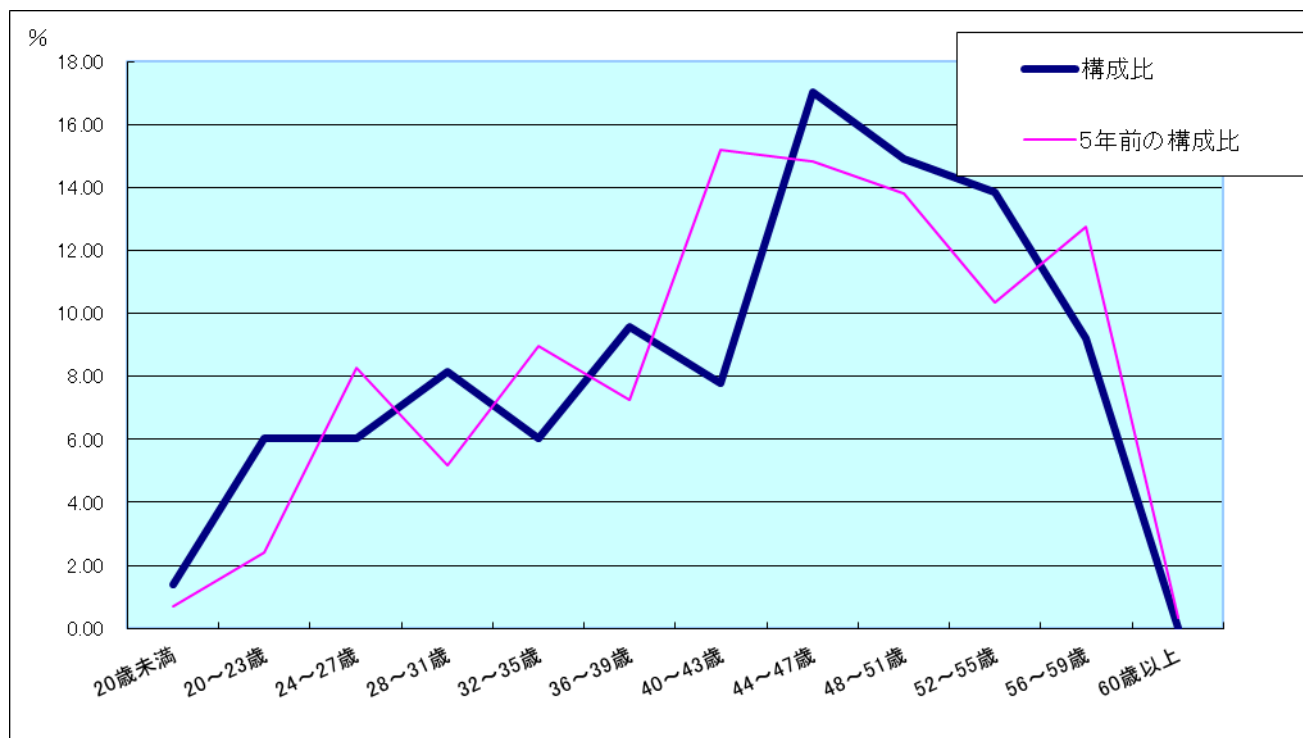
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 31 年	令和 2 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	3	業務増による増員
		総 務	6 1	6 4		
		税 務	1 8	1 8	▲ 2	調整による
		農 水	2 4	2 2		
		商 工	1 3	1 3		
		土 木	2 1	2 2	1	調整による
		民 生	3 3	2 8	▲ 5	公設保育所の廃止
		衛 生	1 7	1 8	1	調整による
	小 計	1 9 1	1 8 9	▲ 2	[参考：一般行政] 人口 1 万人当たり職員数 60.67 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 79.76 人)	
		教 育 部 門		5 2	5 9	7
消 防 部 門		0	0		H23 年度末消防広域化による組織移管	
小 計		2 4 3	2 4 8	5	[参考：普通会計] 人口 1 万人当たり職員数 79.60 人 (類似団体の人口 1 万人当たり職員数 102.9 人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	1 0	1 0	▲ 1	業務見直しによる減	
	下水道	9	9			
	国 保	1 0	1 0			
	介 護	9	8			
	その他	1	1			
	小 計	3 9	3 8			
合 計			2 8 2 [452]	2 8 5 [452]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	19人	19人	24人	18人	25人	24人	40人	47人	39人	28人	0人	285人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	28年	29年	30年	31年	2年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	188	188	191	191	189	1（0.5％）
教育	58	57	54	52	59	1（1.7％）
普通会計計	246	245	245	243	248	2（0.8％）
公営企業等会計計	41	41	40	39	37	▲4（▲10.8％）
総合計	287	285	285	282	285	▲2（▲0.7％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
元年度	千円 660,729	千円 62,280	千円 51,181	% 7.7	% 7.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 11,316 千円を含まない。

総費用は特別損失 654,839 円を除く。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均給与額
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 8	千円 33,633	千円 3,381	千円 14,167	千円 51,181	千円 6,398	千円 6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和 2 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
南 陽 市	43.7 歳	328,590円	546,207円
団 体 平 均	44.2 歳	339,529円	512,723円
事 業 者	- 歳		- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南 陽 市	南陽市（一般行政職）
1 人当たり平均支給額（令和元年度） 1,448 千円	1 人当たり平均支給額（令和元年度） 1,524 千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 2 年 4 月 1 日現在）

南 陽 市	南陽市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 44.7795月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 1人当たり平均支給額 - 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 44.7795月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 1人当たり平均支給額 18,495千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和２年４月１日現在）

支 給 実 績（令和元年度決算）			－ 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）			－ 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
－	－ %	－ 人	－ %

エ 特殊勤務手当（令和２年４月１日現在）

平成２０年４月から特殊勤務手当は全廃した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	971 千円
職員１人当たり平均支給額（元年度決算）	107 千円
支給実績（30年度決算）	1,074 千円
職員１人当たり平均支給額（30年度決算）	134 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（元年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ○配 偶 者 6,500円 ○子 10,000円 ○子（16歳年度初め～22歳年度末） 加算 5,000円 ○配偶者・子以外の扶養親族 6,500円	同	—	962千円	192,400円
住 居 手 当	借家又は自宅に居住する職員に支給 家賃（月額12,000円を超える家賃）を払っている職員 最高27,000円	同	—	0円	0円
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関を利用して通勤する職員 55,000円以内 ○自動車などを使用して通勤する職員（使用距離に応じて支給）28,300円以内	同	—	319千円	53,200円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ 月額23,000円～68,000円を支給	同	—	—	—
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員に支給 51,900円／月	同	—	622千円	622,800円
寒 冷 地 手 当	全職員に11月から翌年3月までの間支給 世帯主で扶養親族のある職員17,800円 世帯主で扶養親族のない職員10,200円 その他の職員 7,360円	同		582千円	64,666円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和元年度	千円 994,464	千円 9,707	千円 31,121	% 3.1	% 2.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,146千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均給与額
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
元年度	人 5	千円 19,291	千円 2,394	千円 9,436	千円 31,121	千円 6,224	千円 6,133

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
南 陽 市	40.6 歳	310,900 円	448,460円
団 体 平 均	43.0 歳	337,655 円	510,496円
事 業 者		- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南 陽 市	南陽市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,497 千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,524 千円
(元年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.90)月分	(元年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

南 陽 市	南陽市（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 44.7795月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 1人当たり平均支給額 - 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度額 44.7795月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 1人当たり平均支給額 18,495千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和２年４月１日現在）

支給実績（元年度決算）			－ 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（30年度決算）			－ 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
－	－ %	－ 人	－ %

エ 特殊勤務手当（令和元年４月１日現在）

平成２０年４月から特殊勤務手当は全廃した。

オ 時間外勤務手当

支給実績（元年度決算）	759千円
職員１人当たり平均支給額（元年度決算）	84千円
支給実績（30年度決算）	1,075千円
職員１人当たり平均支給額（30年度決算）	134千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（令和２年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （元年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （元年度決算）
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 ○配 偶 者 6,500円 ○子 10,000円 ○子（16歳年度初め～22歳年度末） 加算 5,000円 ○配偶者・子以外の扶養親族 6,500円	同	－	1,374千円	274,800円
住 居 手 当	借家又は自宅に居住する職員に支給 家賃（月額12,000円を超える家賃）を払っている職員 最高27,000円	同		318千円	318,000円
通 勤 手 当	通気距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関を利用して通勤する職員 55,000円以内 ○自動車などを使用して通勤する職員 （使用距離に応じて支給）28,300円以内	同		147千円	29,520円
単 身 赴 任 手 当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ 月額23,000円～68,000円を支給	同	－	－	－
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員に支給 51,900円／月	同	－	－	－
寒 冷 地 手 当	全職員に11月から翌年3月までの間支給 世帯主で扶養親族のある職員17,800円 世帯主で扶養親族のない職員10,200円 その他の職員 7,360円	同		620千円	68,955円